

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己 様

要 求 書

平成26年6月4日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

今般、避難指示区域内の1万5千人を超える被災者が原子力損害賠償紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）に集団申し立てを行い、精神的損害賠償を一律に増額する和解案が示されたが、本市の避難指示区域内の被災者は、この集団申し立てを行った被災者と同様の損害を被っている。

こうした多くの被災者に共通する損害については、紛争解決センターに申し立てを行った被災者のみならず、同様の損害を被った被災者に対して等しく賠償されるべきである。

また、本市では原発事故当時、国から何の指示もないなかで、多くの市民があてもない避難を強いられ、やむを得ず留まっていた市民も食料品等が外部から全く入ってこないために生命の維持さえ困難となり、現在においても、農作物等の出荷・摂取制限、医療・経済活動の縮小等により日常生活が制限されているなど、これら原発事故に伴う精神的苦痛は計り知れず、決して同心円の避難指示等による線引きで峻別できるようなものではない。

よって、本市被災者を徒に混乱させることなく、迅速、公平かつ確実に賠償をし、被災者の生活再建が進むよう、下記のとおり強く要求する。

記

1 紛争解決センター和解案の賠償基準への組み入れについて

紛争解決センターが示した多くの被災者に共通する和解案については、原子力損害賠償紛争審査会の「指針」策定を待たずに東京電力(株)の賠償基準に組み入れ、紛争解決センターに申し立てをした被災者と同様の損害を受けている被災者に対し同様の賠償を行うこと。

2 精神的損害に対する賠償の増額について

精神的損害に対する賠償について、本市の中間指針第3の[対象区域](4)緊急時避難準備区域、(5)特定避難勧奨地点及び(6)地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域についても、上記紛争解決センター和解案と同額を一律に増額すること。